

被保険者各位

カシオ健康保険組合

令和7年度被扶養者資格確認調査実施のご案内

日頃より、カシオ健康保険組合の運営にご協力をいただきありがとうございます。
当健康保険組合では健康保険法及び厚生労働省の通知・指導に基づき、
毎年被扶養者の状況調査を実施しています。

この調査は、被扶養者として認定されている方（家族）が引き続き資格があるかどうかを確認するものです。

当健康保険組合の健全運営のため、必要な業務となりますので
皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

調査対象者

【変更無し】

22歳以上の被扶養者全員対象

※年齢の基準日は令和7年4月1日

※令和7年10月1日以降扶養認定者は除く

※海外出向者の帯同家族は除く

実施方法

【変更無し】

昨年度実施と同様に申請から証明書類提出まで

全て**パソコン/スマートフォン**で対応可能になります。

★流れ



会社のメールが見れない方には郵送案内となります。

ログイン方法につきましては対象者へ送る実施案内メールに記載し、
開始日にホームページにもログイン方法を掲載致します。

※ 書類にて証明書類の提出が必要な場合、別途個別に連絡致します。

◆本調査の業務委託について

この調査は**株式会社バリューHR**に委託しています。

扶養審査の内容照会や督促業務等につきましては

バリューHR又はカシオ健保より被保険者様に直接連絡させていただきます。

◆個人情報の取り扱い

お預かりした個人情報については第三者に開示、提供及び漏洩することなく
なく機密として管理し、被扶養者確認調査のみに使用させていただきます。

収入確認

令和7年1月 ～ 令和7年12月

メール配信（郵送含む）開始日

令和 8 年 6 月 8 日 （ 月 ）

WEB提出書類

確認調書

証明書類（ログイン後の案内を参照）

※ 昨年と証明書類の依頼内容は変更はございません。

注） 令和7年の一年間無職だった方のみ課税（所得）証明提出のご提出になりますが令和8年度の課税（所得）証明ご提出とし、一昨年より年度を統一させていただいております。

WEB提出先

株式会社 バリュースHR

提出期限

令和 8 年 7 月 7 日 （ 火 ）

扶養確認に必要な書類を期日までにご提出頂けない場合は被扶養者資格を取り消すこととなりますのでご注意ください。

問合せ先 ※ 問い合わせ内容により問い合わせ先が異なります。

【パート勤務の方・自営の方（内容問わず収入がある方全般）】

カシオ健康保険組合

✉ kenpo-tekiyou@casio.co.jp

☎ 03 - 5334 - 4263

<平日10:00~16:00>

※出来る限りメールにてお問合せください

【課税（所得）証明の方・WEBログイン ID/PWに関するお問い合わせ】

◎ カシオ健康保険組合(株式会社バリュースHR内設置)

「被扶養者資格確認調査専用コールセンター」

☎ 03 - 6384 - 2273

（ 6 月 8 日 開通 ） <平日10:00~16:00>

✉ kennin-casio@apap.jp

注意事項 今回の確認調査の対象者は令和8年4月27日までの届出を基としております。このため、すでに削除手続きを申請されている方にも案内される場合があります。この場合はログインし「扶養削除手続き済」とご記入の上、入力してください。